

# 滋賀労働



滋賀県労働広報紙

639号  
2016

## 滋賀県最低賃金の引上げを答申

### 24円引き上げて、時間額788円に

8月に開催された滋賀地方最低賃金審議会において、滋賀県最低賃金の改正決定について答申されました。

答申は、滋賀県最低賃金を現行の時間額764円から時間額788円に引き上げる内容となっています。

滋賀労働局ではこの答申を受け、平成28年10月上旬の発効を予定として所定の手続きを進めているところです。

#### 【お問い合わせ先】

滋賀労働局労働基準部賃金室	TEL 077-522-6654
大津労働基準監督署	TEL 077-522-6641
彦根労働基準監督署	TEL 0749-22-0654
東近江労働基準監督署	TEL 0748-22-0394



## 11月15日は 「滋賀県産業安全の日」 (無災害運動月間 11月1日~30日)

県内では、平成27年に仕事により命を落とされた方は8人となり、休業4日以上にいたる重篤な労働災害は1,359人にのぼっています。

滋賀労働局では、工業的業種や農林畜産業のほか、災害発生率の高い商業、社会福祉施設、飲食店などにも「滋賀県産業安全の日無災害運動」への参加を呼びかけています。

無災害運動の詳細や参加申込の様式（1ページのみ）は、滋賀労働局HPに掲載しています。

8月19日の「トピックス」を是非ご確認ください。

→<http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/home.html>

※主催団体の会員事業場は団体へ、その他の事業場は滋賀労働局へご提出ください。

#### 【お問い合わせ先】

滋賀労働局 労働基準部 健康安全課 TEL 077-522-6650

#### 目次

表紙	滋賀県最低賃金の引上げを答申 11月15日は「滋賀県産業安全の日」です
P2	女性の活躍推進に取り組み「えるぼし」認定を取得しましょう 10月は年次有給休暇取得促進期間です
P3	ダイバーシティ推進・ハラスメント防止について 平成28年度滋賀地方安全衛生大会のお知らせ
P4	10月は滋賀県ちいさな企業応援月間です シルバー人材センターの会員を募集しています
P5	「ビジネスの基本力Ⅱ」研修の開催について 在職者訓練（技能向上セミナー）のご案内
P6	障害者雇用優良事業所等表彰の受賞について
P7	リハビリの専門職が皆様の職場に伺います 「高齢者雇用ワークショップ」開催のお知らせ
P8	滋賀県UIJターン助成金募集のご案内 内職求人情報の募集について 中小企業退職金制度のご案内
P9	滋賀県では、企業・団体の皆さまの女性活躍推進の取り組みを応援しています
P10	労働委員会だより「雇用のトラブルまず相談！ 次にあっせんを！」
P11	労働相談Q&A「不払い賃金」
P12	労務管理セミナーの開催について 働き方改革情報番組を放送しています

10月1日~7日は全国労働衛生週間です

## 「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」

# 女性の活躍推進に取り組み「えるぼし」認定を取得しましょう！

## 【えるぼし認定制度とは】

女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進のための一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出た事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主が、申請により厚生労働大臣の認定が受けられる制度です。

認定は、5つの評価項目（①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース）を満たす項目数に応じて3段階（※）あり、認定を受けた企業は右下のような認定マーク（愛称「えるぼし」）を商品や広告、名刺、求人票などに使用して、女性活躍推進事業主であることをPRすることができます。優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につなげる効果が期待できます。

ぜひ、えるぼし認定に向けた積極的な取組をお願いします。

（※）認定段階1：5項目のうち1～2項目の基準をクリア

認定段階2：5項目のうち3～4項目の基準をクリア

認定段階3：5項目すべての基準をクリア

（満たさない基準については、2年以上連続して実績の改善が必要です。）

認定マーク  
「えるぼし」



認定段階3

## 【常時300人以下の労働者を雇用する企業のみなさまへ】

法律において取組が義務付けられていない企業のみなさまの女性活躍推進を支援することを目的として、「中小企業のための女性活躍推進事業」（※）を実施しています。

女性活躍推進アドバイザーが、電話相談や個別訪問に応じています。

支援申し込みは右記のHPよりお申込みください。

人材確保の観点からも女性活躍推進アドバイザーを積極的にご活用ください。

（※）同事業は、厚生労働省から株式会社パソナへの委託により実施しています。

中小企業のための  
女性活躍推進事業  
（<http://l-boshi.com/>）

中小企業のための  
女性活躍推進事業

【お問い合わせ先】 滋賀労働局雇用環境・均等室

〒520-0051 大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階 TEL 077-523-1190

## ワーク・ライフ・バランスのために 年次有給休暇を計画的に活用しましょう！ ～ 10月は年次有給休暇取得促進期間です ～

★働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。



ワーク・ライフ・バランス  
仕事と生活の調和のために、  
「プラスワン休暇」で  
連続休暇に。

労使協調のもと、土日、祝日に  
年次有給休暇を組み合わせ、  
3日(2日)+1日以上の休暇を実施しましょう。

2016年10月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7 +	8
9	10 +	12	13	13	14	15
16	17	18	19	20	21 +	22
23 +	24	25	26	27	28	29
30	31					

★年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。

「計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。

この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が5.3ポイント高くなっています（平成26年就労条件総合調査）。

【お問い合わせ先】 滋賀労働局雇用環境・均等室

〒520-0051 大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階 TEL：077-523-1190

## 21世紀職業財団は

## ダイバーシティ推進・ハラスメント防止

について、以下のサービスをご提供しています!!

## ◆公開セミナーの開催

【次回】11月18日（金）13：30～16：30 ハラスメント相談担当者セミナー 開催

於）21世紀職業財団関西事務所研修室（大阪市内・本町駅すぐ）

※詳細はお問い合わせください。

## ◆個別のご要望にお応えしたオーダーメイド研修の実施

例）女性部下育成のための管理職研修／女性向けキャリアデザイン研修  
ハラスメント防止研修／アンガーマネジメント研修 等

## ◆女性活躍・ハラスメント・働き方等をテーマとした社内の意識調査・課題分析

## ◆ハラスメント事案解決のアドバイス・コンサルティング

## 【お問い合わせ先】

公益財団法人21世紀職業財団関西事務所  
TEL：06-4963-3820

<http://www.jiwe.or.jp/>  
E-mail：kansai@jiwe.or.jp



多様な力が活きる社会に  
21世紀職業財団

## 平成28年度 滋賀地方安全衛生大会のお知らせ

【日時】平成28年10月5日（水）13:20 ～ 16:15

【場所】栗東芸術文化会館 さきら  
滋賀県栗東市糺二丁目1番28号

## 【大会内容】

◎ 特別講演 ～明日からでは遅すぎる防災対策～『企業における災害危機管理』

【講師】中田 敬司（なかた けいじ）氏  
神戸学院大学 現代社会学部 社会防災学科 教授 医学博士

◎ 労働安全衛生活動事例発表

◎ 心とからだの滋賀健康まつり

## 参加申込方法について

滋賀地方安全衛生大会への参加は事前申込みが必要です。 【参加費無料】

以下のいずれかの方法でお申込み下さい。

①所属事業場経由にて滋賀労働基準協会管轄支部への申込み

②滋賀労働基準協会ホームページ（<http://shigarouki.or.jp>）の大会申込フォームより申込み

【お問い合わせ先】公益社団法人 滋賀労働基準協会 TEL077-522-1786



## 滋賀県ちいさな企業応援月間

～地域で活躍する小規模企業をはじめとする中小企業を応援します！～

小規模企業をはじめとする中小企業（“ちいさな企業”）は、地域の経済や社会の担い手として大変重要な役割を果たしていただいております。滋賀の経済や社会が今後も発展していくためには、その主役である“ちいさな企業”の活性化が不可欠となっています。

そこで、10月を「滋賀県ちいさな企業応援月間」として定め、様々な関係者が連携し一体となって、情報発信や支援策、諸活動等を積極的に実施します！

### 滋賀県が実施する主な事業

#### 『滋賀県ちいさな企業元気セミナー』

日時：平成28年10月14日（金） 13時30分～

場所：滋賀県立男女共同参画センター

#### 『いきいき滋賀モノづくりセミナー in米原』

日時：平成28年10月5日（水） 13時～

場所：滋賀県立文化産業交流会館

- 上記のセミナーと同時に、中小企業の方々を対象とした専門家による「相談会」も開催しますので、是非、ご参加ください！
- また、上記の事業以外にも関係団体が、月間期間中に様々な事業を実施しますので詳細については、滋賀県のホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください！

【お問い合わせ先】滋賀県商工観光労働部中小企業支援課

TEL：077-528-3733 FAX：077-528-4871

メール：fb00@pref.shiga.lg.jp

ホームページ：http://www.pref.shiga.lg.jp/f/chusho/ouengekkan/h28-ouengekkannjissi.html

## シルバー人材センター 会員募集中!!

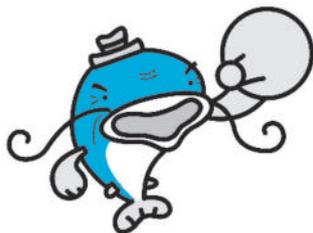
健康で働く意欲と能力がある原則として60歳以上の高齢者で、シルバー人材センターの趣旨に賛同される方であれば、誰でも会員として参加できます。

人口減少、少子高齢化などにより、労働力人口が減少する中、高齢者の労働力を地域社会が期待しています。

まずは、お住まいの市町シルバー人材センターで会員登録を

また、シルバー人材センターでは、県内在住の55歳以上で働く意欲のある方を対象に、10月以降、ガイドヘルパー講習、ビジネスマナー講習、警備技能講習など様々な技能講習を14講習開催します。受講料は無料です。興味のある方は当連合会までお問い合わせください。

#### 技能講習受講者募集中



滋賀県シルバー普及啓発キャラクター  
「なまひげ先生」

#### 【お問い合わせ先】

公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会

〒520-0054 大津市逢坂1-1-1 テトラ大津3階

TEL：077-525-4128 FAX：077-527-9490

HP：http://www.sjc.ne.jp/shigapref

## 「ビジネスの基本力Ⅱ」研修

「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」に基づき実施する事業です。

### 「みんなで意識改革！」スキルUPで職場を変える！

滋賀県では中小企業の人材育成を支援するため、中小企業で働く皆様にスキルアップの場を提供しています。顧客対応の基本力を分かりやすく実践的に身につけるための研修を開催します。

**日時** 平成28年11月30日（水） 9:30～16:30

**場所** 近江八幡商工会議所（近江八幡市桜宮町231番の2）

**内容** 接客マナーの基本、お客様の期待、ビジネス会話の基本、敬語の使い方、電話／来客対応、報連相、苦情・クレームと対応策、ソーシャルスタイルに基づく対話、アサーティブコミュニケーションなど

**講師** (株)アーテック・ジャパン取締役  
日本接客教育協会 理事長 阿部ふみ氏

**対象** 中小企業で働く従業員（業種を問わず、若手～中堅の方）

**定員** 25名程度（応募多数時は抽選）

**締切** 平成28年11月17日（木）

**お問い合わせ先** 滋賀県立高等技術専門学校 草津校舎（担当：安田）

Tel：077-564-3296 Fax：077-565-1867

E-mail：yasuda-shigeru@pref.shiga.lg.jp

受講無料

## 在職者訓練（技能向上セミナー）のご案内

滋賀県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練（技能向上セミナー）を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

### ◇県が開催するコース

**機械系**（普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、機械CADなど）

**溶接系**（アーク溶接特別教育、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育など）

**電気系**（第二種電気工事士受験準備、電気主任技術者のための知識など）

**建築系**（JW-CAD、建築測量、早描き建築室内パースなど）

**制御系**（有接点リレーシーケンス制御、PLC制御、油圧・空気圧制御など）

**塗装系**（スプレー塗装）

### ◇（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部が開催するコース

**機械関係**（実践機械製図、製造技術者の油圧実践技術、製造技術者の空気圧実践技術、精密測定技術、生産現場で使う品質管理技法、製造現場における工程管理技法と改善、TIG溶接実践技術（ステンレス鋼板材編）、切削加工検証（旋削編）、旋盤高精度加工技術、熱処理と表面硬化技術など）

**電気・電子関係**（実践電子回路計測技術、有接点シーケンス制御の実践技術、実践的PLC制御技術、電気系保全実践技術、マイコン制御システム開発技術など）

※コースの詳細（開催日・内容・受講料等）、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

	滋賀県		（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部	
施設	高等技術専門学校米原校舎 （テクノカレッジ米原）	高等技術専門学校草津校舎 （テクノカレッジ草津）	滋賀職業能力開発促進センター （ポリテクセンター滋賀）	滋賀職業能力開発短期大学校 （滋賀職能大）
所在地	米原市岩脇411-1	草津市青地町1093	大津市光が丘町3-13	近江八幡市古川町1414
TEL	0749-52-5300	077-564-3297	077-537-1191	0748-31-2252
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
HP	http://www.pref.shiga.lg.jp/f/kogisen/		ポリテクセンター滋賀HP http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/zaishoku/index.html 滋賀職能大HP「2016年度能力開発セミナーガイド」掲載中！ http://www3.jeed.or.jp/shiga/college/business/index.html	

## 平成28年度障害者雇用優良事業所等表彰の受賞について

本県では、障害者雇用に対する県民および事業主の理解と関心を深めるため、毎年9月の障害者雇用支援月間に「障害者ワークフェアしが」を開催し、障害者雇用優良事業所および優秀勤労障害者等の表彰を実施しています。

今年度は、9月7日にピアザ淡海で開催し、次の方々が受賞されました。

### 1 滋賀県知事表彰

#### (1)障害者雇用優良事業所

株式会社桑原組  
キャノンマシナリー株式会社

#### (2)優秀勤労障害者 (氏名 / 勤務先)

植田 きより	株式会社 クレール	山田 優輝	特別養護老人ホーム ヴィラ十二坊
今橋 正一	株式会社 クレール	杉野 良馬	パナソニックアソシエイツ滋賀 株式会社
中村 惣司	有限会社 和晃プラスチック	小坂 修	パナソニックアソシエイツ滋賀 株式会社
澤村 恵子	株式会社滋 賀銀行 新旭支店	川口 マサ子	株式会社ベストオーネ
橋本 恵順	特別養護老人ホーム レーベンはとがひら		

#### (3)チャレンジドWORK推進事業所

富士産業株式会社 京都事業部 ふじっこ青空ファーム  
特別養護老人ホーム ふじの里

### 2 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長努力賞

#### (1)障害者雇用優良事業所

株式会社 クレール  
パナソニックアソシエイツ滋賀 株式会社

#### (2)優秀勤労障害者 (氏名 / 勤務先)

井上 凱人	株式会社 ブリヂストーン彦根工場	中川 玄太	株式会社 ダイフク 滋賀事業所
河村 宗広	株式会社 ブリヂストーン彦根工場	奥村 理果	株式会社 ダイフク 滋賀事業所
山田 雅徳	株式会社 ブリヂストーン彦根工場	寺田 匡	島津プレジジョンテクノロジー株式会社
黒田 祐基	滋賀中央信用金庫		

また、9月6日に開催された障害者雇用優良事業所等表彰全国表彰式において、次の方々表彰を受けられました。

#### ☆厚生労働大臣表彰

(優秀勤労障害者) 関目 昌昭 滋賀中央信用金庫

#### ☆独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 理事長表彰

(優良事業所) 株式会社ナショナルメンテナンス  
(優秀勤労障害者) 野瀬 佳子 株式会社滋賀銀行  
竹中 誠 滋賀設備株式会社

(敬称略)

#### 【お問い合わせ先】

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL 077-528-3758  
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部 高齢・障害者業務課 TEL 077-537-1214

住まいのことなら何でもご相談ください

広告



滋賀県勤労者住宅生活協同組合は、  
**安心と信頼**が違います。  
おかげ様で48周年を迎えることができました。

1. 分譲地の開発・販売
2. 建物のプランから建築
3. 不動産の仲介
4. リフォーム&サポート

滋賀県知事(13)631号



滋賀県勤労者住宅生活協同組合

TEL.077-524-2800

滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階 <http://www.shiga-jutaku.jp/> 滋賀住宅生協

定休日/火・水・祝

障害のある従業員を雇用されている事業主の皆さまへ

**リハビリの専門職が  
皆様の職場に伺い、身体にあった動作や環境について一緒に考えます！！**

<就労等医学的支援事業>

障害のある方を雇用している県内の企業に対して、医療の視点で働きやすい職場環境や本人に適した職務開発の可能性などを提案する事業です。

<相談例> 座っている姿勢が傾いていて、しんどそうだ。  
痛みを抱えながら仕事をしている職員がいる。  
加齢によって体力・筋力が落ちてきている。  
高次脳機能障害のある職員への対応をどのようにすればよいか悩んでいる。

**お気軽にお問い合わせください!!!**

【お問い合わせ先】

滋賀県立リハビリテーションセンター 事業推進係 担当 中井・乙川  
TEL : 077-582-8157 FAX : 077-582-5726  
URL : <http://www.pref.shiga.lg.jp/e/rehabili/syurouigakutekisien.html>



— 10月は高齢者雇用支援月間です —

## 「高齢者雇用ワークショップ」開催のお知らせ

生涯現役社会の実現に向けた

### 「高齢者の更なる活用について」

平成28年度 開催!!

日時：10月21日（金）  
13：30～16：30

場所：ポリテクセンター滋賀

参加無料！

※下記申し込み先にお電話ください

駐車場（無料）  
あります

第1部 県内の高齢者雇用状況について (13:30～14:00)  
滋賀労働局職業安定部職業対策課 高齢者対策担当官 友尻 義一 氏

第2部 事例発表<65歳以上定年の実現> (14:00～15:00)  
株式会社SANO 取締役管理本部長 真対 和幸 氏  
高齢者雇用アドバイザー 福谷 丞太郎 氏

第3部 ワークショップ (15:00～16:30)  
高齢者の雇用について、異なる業種、異なる雇用形態等の職場における課題や改善策について参加者のご意見を頂くとともに、専門家からのアドバイスを通して高齢雇用者の更なる活用に繋げていただけます。

未来の基礎は  
「今」からです  
一緒に取り組みましょう！

お申込先： 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
滋賀支部 高齢・障害者業務課  
TEL(077)537-1214 担当：沼田・西村

## 滋賀県U I Jターン助成金 募集のご案内

県外からのU I Jターンによる中核人材（※1）の雇い入れ前に、原則3か月以内の「おためし就業」（※2）を実施する場合、その実施に要する経費の一部を助成します。

- ※1「中核人材」とは？ 概ね5年以上の実務経験を有する者または業務に必要とされる資格を有する者  
 ※2「お試し就業」とは？ 有期（原則3か月以内）の雇用契約または出向契約に基づき、一定期間県内に居住し、事業主のもとで就業すること

### 1. 助成対象者

県内に事務所・事業所を有する中小企業者または中小企業者と同規模の医療法人もしくは社会福祉法人

### 2. 助成対象経費および助成率等

対象経費	助成率等
・お試し就業期間中の中核人材に係る給与および社会保険料 ・中核人材に支給した移転費用 ・採用に利用した個別コンサルティング経費	・左記経費の合計額の2分の1以内の額 ・ただし、中核人材1人あたり100万円上限（1社あたり3人を限度）

### 3. 交付申請期間

平成29年1月31日（火）17時まで（必着）

※予算の上限額に達した時点で上記期間内であっても募集を停止します。

助成金交付要綱および各種様式は、<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/rosei/20151030uij.html>に掲載しています。

#### 【お問い合わせ先】

滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課 （〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号）  
 TEL：077-528-3759 FAX：077-528-4873

事業主の皆様へ

## 内職求人 を掲載しませんか



滋賀県では、毎月2回、内職求人情報誌を発行しています。

求人情報は随時受け付けています。詳しくは下記までお問い合わせください。

【発行日】毎月1日と16日（※1月1日と8月16日を除く）

【配布場所】県内ハローワーク、各市町、関係団体等

☑県ホームページにも内職求人情報を掲載しています。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/rosei/naisyoku/naisyokujyohou.html>

#### 【お問い合わせ先】

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL 077-527-0450（内職専用ダイヤル）  
 FAX 077-528-4873

随時募集

掲載無料

## 安全・有利・手軽な中退共制度を活用しませんか

中小企業退職金共済制度（中退共制度）は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。

- ▼掛金の一部を国が助成します。
- ▼掛金は全額非課税で手数料もかかりません。
- ▼外部積立で管理が簡単です。
- ▼パートタイマーや家族従業員も加入できます。
- ▼他の退職金・企業年金制度等とのポートビリティも可能です。

詳しくは「中退共」で検索してホームページへ

#### 【お問い合わせ先】

中小企業退職金共済事業本部 TEL 03-6907-1234

滋賀県では、企業・団体の皆さまの女性活躍推進の取り組みを応援しています。

◇女性のキャリアアップ支援セミナー◇

企業で働いている女性を対象に、リーダーに向けての資質の向上および意欲の高揚を図ることにより、各職場におけるロールモデルとなる人材を育成すること、およびネットワークづくりを目的に「女性のキャリアアップ支援セミナー」を開催します。

【日時】：平成28年12月8日（木）、9日（金） 各日9:30～16:00  
※2日間連続の日程にご参加いただくことを基本とします。

【会場】：コラボしが21（大津市打出浜2-1）

【定員】：50名 【受講料】：無料

◇イクボスセミナー＜実践編＞を開催する企業・団体募集◇

「イクボス」とは、新しい時代の管理職。職場で共に働く部下のワーク・ライフ・バランスを応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と生活を充実させている上司のこと。よりよい職場環境づくりのためにイクボスセミナーを開催しませんか？

【募集対象】：県内の企業・団体（参加対象者が30人以下の場合は、他の企業・団体との合同での開催となることがあります。）

【実施期間】：平成28年9月～平成29年1月

【実施場所】：開催を希望する企業・団体の会議室等

【実施日時】：平日の1～2時間程度

※就業時間終了後、土日祝祭日の開催もご相談に応じます。

【内容】：イクボスの必要性、イクボスが注目されている背景や理由等をお伝えするほか、ワークショップを活用して、様々なケースの疑似体験もしていただけます。

【開催費用】：無料

【実施箇所】：4ヶ所（先着順）

◇テレワーク活用セミナー◇ ～女性の活躍推進と企業成長～

雇用情勢の変化や働き方の多様化による在宅ワーカー導入のメリットや活用方法、成功事例を紹介いたします。また、在宅ワーカーを活用するための組織作りや人的リソースマネジメントのノウハウ、助成金・補助金の紹介も行います。

【日時・会場】：①11月8日（火）14:00～16:00 G-netしが（近江八幡市鷹飼町80-4）  
②1月24日（火）14:00～16:00 コラボしが21（大津市打出浜2-1）

【対象】：在宅ワーカーを活用中、活用検討中の企業の経営幹部、人事労務担当者、組織の生産性向上を検討している方

【定員】：各回50名 【受講料】：無料

【お問い合わせ先】 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課  
TEL 077-528-3771 メール fg00@pref.shiga.lg.jp

保障のことなら



全国労働者共済生活協同組合連合会

手頃な掛金で、火災、地震、風水害、雪害など幅広くカバー

ZENROSAL NEWS

広告

2516B004



全労済の

住まいる共済

新火災共済・新自然災害共済

風水害等付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

滋賀県条例の自転車賠償に備えるには、個人賠償責任共済をご活用ください。

全労済は、営利を目的としない保険の生業として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

<お問い合わせ先>

全労済 滋賀県本部  
(滋賀県労働者共済生活協同組合)

大津支所 〒520-0801 大津市におの浜4-5-1  
彦根支所 〒522-0074 彦根市大東町4-28彦根勤労福祉会館2F

TEL 077-524-6031  
TEL 0749-24-6605

【営業時間】 9:00～17:00 【休日】 土・日・祝日・年末年始(12/30～1/3)

労働委員会  
だより

# 労働委員会が解決のお手伝いをします！ 雇用のトラブルまず相談！次に「あっせん」を！

労働委員会は、当事者間では解決が困難になってしまった労働組合または労働者個人と使用者との紛争を中立・公正な立場で解決し、健全な労使関係を形成するためのお手伝いをする専門的な機関です。実情に即した迅速かつ適正な解決のため、労働委員会では、他の行政機関の制度にない公労使三者構成の特性を生かして丁寧に労働相談やあっせんを実施しています。

## 労働相談

### ◆相談担当者

労働委員会の公益委員（弁護士など）、労働者委員（労働組合の役員など）、使用者委員（会社の役員など）が三者一組となって相談に応じます。

### ◆集団（労働組合から）の相談事例

- ・団体交渉を行うものの、使用者側から納得できる回答や協約締結がないまま一時金が支給されてしまう。
- ・団体交渉の結果が会社の会議で先に公表されたり、組合結成の中心人物であった組合役員が頻繁に異動を命じられる。

など

### ◆個別（個人から）の相談事例

- ・私傷病による休職中に退職を強要された。【あっせんに移行後、解決済み。あっせん解決例に詳述。】
- ・会社で他の従業員と口論になったら、自分だけが雇止めになった。【あっせんに移行後、解決済み。】
- ・業務中の自損事故の車両修理代について、会社から全額負担を求められるが、納得できない。

など

### ◆開催期日等

月例労働相談として毎月実施するものと毎年10月（個別労働関係紛争処理制度周知月間）に集中的に行うものがあります。

#### 月例労働相談

- ・毎月原則として第4金曜日（14:45頃～）に実施しています。
- ・事前に予約（10日前まで）が必要です。
- ・場所：滋賀県労働委員会（県庁東館5階）

#### 10月開催の労働相談会（前日までに予約が必要）

開催日	時間	会場（所在地）
2日 (日)	13:00 ～16:00	県消費生活センター2階会議室 (彦根市元町4-1)
11日 (火)	13:00 ～16:00	県庁東館5階労働委員会室 (大津市京町四丁目1-1)
16日 (日)	13:00 ～16:00	県男女共同参画センター2階研修室A (近江八幡市鷹飼町80-4)
25日 (火)	17:30 ～20:00	市民交流プラザ5階小会議室5 (草津市野路一丁目15-5)
28日 (金)	14:45 ～17:10	県庁東館5階労働委員会室 (大津市京町四丁目1-1)

## あっせん

### ◆あっせんのしくみ

労働組合または労働者個人と使用者との間で労働条件等に関するトラブルの自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聞き、歩み寄りを促すなど、公労使のあっせん員が三者一組となって解決を図るための援助を行います。  
※労使どちら側からでも申請ができます。

### ◆あっせんの流れ

- ①あっせん申請  
申請者からの申請内容の聴取（事務局調査）
- ②あっせん員の指名
- ③被申請者側の事情聴取（事務局調査）
- ④あっせん実施  
あっせん案受諾 → 解決  
解決見込みなし → 打ち切り  
自主解決等 → 取下げ

### ◆労働委員会のあっせんの特色

- ・あっせんにかかる期間はおおむね1か月程度。
- ・公労使のあっせん員が三者一組で当事者双方から話を伺いながら丁寧に進めます。
- ・あっせんが1回で終わらなければ、複数回行うことがあります。

### ◆あっせんでの解決例【個別の労働相談から移行】

会社側が正社員である申請者に関して、私傷病による休職中に仕事の能力や他の従業員とのコミュニケーションに問題があるとして再三にわたり退職勧奨を行い、これに申請者が応じなかったことから解雇したところ、申請者は、自分には問題がなかったと主張し、雇用継続を求めてあっせん申請を行った。

会社側は解雇権濫用の可能性があるとの認識に乏しいにも関わらず解雇の意思が固かったが、あっせん員による説得により、会社都合による退職と解決金による和解を了承され、申請者もこれに応じたことから解決に至った。

#### 滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号（県庁東館5階）

TEL：077-528-4473

<http://www.pref.shiga.lg.jp/l/roi/>

## 労働相談 Q &amp; A

## テーマ

## 『不払い賃金』

今回は、退職・解雇に関わる問題に端を発して、その制裁措置として給料の支払い停止とされたケースにおける賃金不払い問題について考えてみます。

## Q 質問（雇用主）

仕事上の問題で従業員ともめた直後から、当該従業員が急に出社しなくなり後日退職届が提出されました。会社は経営上の迷惑を被ったため、損害金に見合う金額を当該従業員の給料から天引きしましたが適切な措置でしょうか。

## A 回答

賃金は、全額を従業員本人に通貨（現金）で支払うことが労働基準法に定められているため、合意のない給料からの天引きは労基法第24条法違反となり、賃金不払いとして罰金刑が科せられるおそれが生じます。まず本人に給料を全額支払った後に、当該従業員と損害の金額を相談し、双方が合意に達したうえで損害額の支払いを求める必要があります。

## Q 質問（労働者）

仕事上の問題で会社側ともめたことから出勤しづらくなり、結局、退職届を提出して退職しましたが、会社は賃金を支払ってくれません。どうすればよいですか。

## A 回答

公的な労働相談機関等においてアドバイスを受けた上で、会社に給料の支払いを督促し、それでも支払われない場合には、労働基準監督署に賃金不払いとして相談してください。その際、会社に対する指導・監督を求める旨を明確に主張する必要があります。

その他、簡易裁判所や地方裁判所の制度があり、「少額訴訟手続」は60万円以下の金額の支払いを求めるもので、簡易裁判所が窓口です。また、「民事訴訟手続」は、140万円以下の請求なら簡易裁判所が、140万円を超える請求の場合は地方裁判所が窓口となっています。

## Q 質問（労働者）

現在勤めている会社が倒産しそうです。もし、倒産した場合、賃金不払いの心配があり、生活ができなくなりますか、どうすればよいですか。

## A 回答

一定の条件の下ではありますが、全額ではないが未払い賃金の立て替え払い制度が適用されるケースがあり、独立行政法人 労働者健康安全機構が取り扱っています。倒産の種類により窓口が異なるので、不明な点は労働基準監督署にご相談ください。

## 滋賀県労働相談所 —労働に関する疑問・トラブルはありませんか—

電話番号 **077-511-1402**

**0120-967164**（フリーアクセスは、滋賀県内固定電話（もしくは公衆電話）からのみ利用可能です。）

開設時間 月曜日～金曜日（平日）10時～20時（12:30～13:30、15:00～15:15は除く）

月曜日～金曜日（祝日）17時～20時

土・日曜日 10時～16時（12:30～13:30は除く）

場 所 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階（面談による相談は事前連絡が必要です）

## 労務管理セミナーのご案内

### 疑問に答える 職場のハラスメント基礎講座

職場のハラスメント対策はこれで万全？  
ハラスメントが起きてしまったら？  
パワハラにならない指導とは？

滋賀県では、およそ4人に1人が経験しているというパワーハラスメントをはじめ、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントなど職場で起こりやすいハラスメントについて理解を深め、ハラスメントを起こさない風通しの良い職場境づくりを進めることを目的にセミナーを開催します。

この機会に、職場のハラスメントについて一緒に考えてみませんか。

**開催日** 平成28年11月9日(水) 13:30~15:30 (受付13:10~)  
**場所** 滋賀県庁 東館7階 大会議室 (大津市京町四丁目1番1号)  
**講師** 公益財団法人21世紀職業財団 客員講師 中崎 郁子 氏

参加費  
無料

**参加対象** 企業の人事労務担当者 等  
**申込方法** タイトル「労務管理セミナー」とし、事業所名、住所、所属部署名、氏名、連絡先電話番号およびFAX番号を記載のうえ、右記の申込先までファックスまたは郵送で送付してください。

**定員** 100人 (先着順)  
**その他** 会場へは公共交通機関をご利用の上、お越し願います。

【お問い合わせ／申込先】  
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課  
TEL 077-528-3751 FAX 077-528-4873

## 働くことやワーク・ライフ・バランスなどについて考えてみませんか

働き方改革情報番組「チェンジ！働き方」を放送しています。

- ・ワーク・ライフ・バランスを進めたいけど、ほかの会社はどうやっているのだろう!?
- ・女性や障害者がもっと活躍できる会社にするには?
- ・地元就職やUターン、Jターン就職をしたいけど、どうしたらいいのかな?
- ・そもそも働き方改革って何!?

滋賀県では働き方改革を総合的に推進するため、今年度「みんなで取り組む！中小企業働き方改革推進事業」を展開中です。

働き方改革への理解を深め、関心を高めることを目的に、半年間にわたり、情報番組「チェンジ！働き方」を放送しますのでぜひご覧ください！

☆ 放送時間 ☆ 毎週 月・金 22:55~23:00  
土 18:10~18:15 (月曜日の再放送)  
日 18:10~18:15 (金曜日の再放送)

☆ 放送局 ☆ びわ湖放送

【番組情報はHPで！】びわ湖放送  
<http://www.bbc-tv.co.jp>  
【お問い合わせ先】滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課  
TEL : 077-528-3751

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで  
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課  
〒520-8577 大津市京町4-1-1  
TEL : 077-528-3751 FAX:077-528-4873  
<http://www.pref.shiga.lg.jp/>  
E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp